

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【四半期会計期間】	第88期第3四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)
【会社名】	アサヒグループホールディングス株式会社 (旧会社名 アサヒビール株式会社)
【英訳名】	Asahi Group Holdings, Ltd. (旧英訳名 ASAHI BREWERIES, LTD.) (注)平成23年3月25日開催の第87回定時株主総会の決議により、平成23年7月1日付で会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 泉谷直木
【本店の所在の場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【電話番号】	東京03(5608)5116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部門ゼネラルマネジャー 奥田好秀
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【電話番号】	東京03(5608)5116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部門ゼネラルマネジャー 奥田好秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回 次	第87期 第3四半期 連結累計期間	第88期 第3四半期 連結累計期間	第87期 第3四半期 連結会計期間	第88期 第3四半期 連結会計期間	第87期
会 計 期 間	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 7月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 12月31日
売上高 (百万円)	1,095,554	1,066,116	428,143	414,454	1,489,460
経常利益 (百万円)	69,421	82,396	41,557	41,139	101,142
四半期(当期)純利益 (百万円)	26,336	35,942	10,792	19,670	53,080
純資産額 (百万円)			587,278	619,582	612,670
総資産額 (百万円)			1,358,787	1,450,554	1,405,358
1株当たり純資産額 (円)			1,256.10	1,326.57	1,315.51
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	56.62	77.22	23.20	42.26	114.10
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	56.57	77.17	23.18	42.23	114.00
自己資本比率 (%)			43.0	42.6	43.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	103,642	97,445			125,608
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	31,431	145,680			41,790
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	77,306	53,215			90,828
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			12,654	15,846	10,813
従業員数 (名)			16,873	15,904	16,712

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

なお、当社は平成23年7月1日をもって純粋持株会社制に移行したため、当社の酒類事業を会社分割により当社の100%子会社に承継いたしました。また、当社は同日付で「アサヒビール株式会社」から「アサヒグループホールディングス株式会社」に商号変更するとともに、その事業目的を純粋持株会社制移行後の事業に合わせて変更しております。

3 【関係会社の状況】

(1) 新規

当第3四半期連結会計期間から、純粋持株会社制に移行したため、当社の酒類事業を会社分割により承継した「アサヒビール株式会社」を連結の範囲に含めております。なお、当社は平成23年7月1日付で「アサヒビール株式会社」から「アサヒグループホールディングス株式会社」に商号変更するとともに、その事業目的を純粋持株会社としての経営管理等に変更しており、酒類事業を承継した「アサヒグループホールディングス株式会社」は「アサヒビール株式会社」に商号変更しております。

また、ニュージーランドやオーストラリアなどで事業を展開している「Independent Liquor (NZ) Limited」や「Independent Distillers (Aust) Pty Limited」などの持株会社である「Flavoured Beverages Group Holdings Limited」他14社及びその全株式の取得を目的として設立した「Asahi Liquor New Zealand Limited」、オーストラリアで飲料事業を展開する「P&N BEVERAGES AUSTRALIA PTY. LIMITED」他1社、ニュージーランドで飲料事業を展開する「CHARLIE'S GROUP LIMITED」他5社とその全株式の取得を目的として設立した「Asahi Beverages New Zealand Limited」を連結の範囲に含めております。

なお、「アサヒビール株式会社」及び「Asahi Liquor New Zealand Limited」並びに「Flavoured Beverages Group Holdings Limited」は特定子会社であります。

「康師傅飲品控股有限公司」が関係会社5社を新たに設立したため、持分法適用関連会社の範囲に含めております。

(2) 除外

当第3四半期連結会計期間において、「杭州西湖?酒朝日（股?）有限公司」及び「浙江西湖?酒朝日有限公司」の出資持分を「華潤雪花?酒（中国）投資有限公司」へ譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(名)	15,904 (4,449)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 臨時従業員数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(名)	316
---------	-----

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。なお、上記に含まれる提出会社への出向者数は、309名であります。
2 上記の他に嘱託12名が在籍しております。
3 従業員数が当第3四半期会計期間において3,242名減少しておりますが、これは主として当社が純粹持株会社制へ移行したことによるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	数量又は金額	単位	前年同四半期比(%)
酒類	673,486	KL	
飲料	81,789	百万円	
食品	22,033	百万円	
国際	19,764	百万円	

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 酒類の生産数量及び飲料、食品の生産高には、外部への製造委託を含めております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。
5 当社は平成23年7月1日付けで純粋持株会社制へ移行し各事業部門の権限と責任の明確化や専門性の追求により事業基盤の強化を図るため、グループのガバナンス体制の変更を行っております。この変更に伴い、従来、「その他」に含めていた外食事業、卸事業等は「酒類」セグメントに含めて表示することと致しました。
6 従来の報告セグメント名称を「国内酒類」については「酒類」へ、「国内飲料」については「飲料」へ、「国内食品」については「食品」へ、「国際酒類飲料等」については「国際」へ変更しております。なお、当該変更については、名称変更のみであり、報告セグメントの変更はありません。

(2) 受注実績

当社では受注生産はほとんど行っておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額	前年同四半期比(%)
酒類	269,743 百万円	3.8
飲料	95,010 百万円	0.1
食品	23,112 百万円	2.3
国際	20,412 百万円	15.7
その他	6,175 百万円	1.7
合計	414,454 百万円	3.2

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
国分(株)	48,753	11.4	45,921	11.1
伊藤忠食品(株)	46,310	10.8	48,716	11.8

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しており、前第3四半期連結会計期間の金額を同基準に準拠し算出して比較しております。

5 当社は平成23年7月1日付けで純粋持株会社制へ移行し各事業部門の権限と責任の明確化や専門性の追求により事業基盤の強化を図るため、グループのガバナンス体制の変更を行っております。この変更に伴い、従来「その他」に含めていた外食事業、卸事業等は「酒類」セグメントに含めて表示することと致しました。

6 従来の報告セグメント名称を「国内酒類」については「酒類」へ、「国内飲料」については「飲料」へ、「国内食品」については「食品」へ、「国際酒類飲料等」については「国際」へ変更しております。なお、当該変更については、名称変更のみであり、報告セグメントの変更はありません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに認識した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績

当第3四半期連結会計期間（平成23年7月1日～9月30日）における世界経済は、米国における失業率の高止まりや住宅価格の下落、欧州における財政緊縮などの影響から、景気の回復は緩やかな状況となっております。わが国経済におきましては、東日本大震災で寸断されたサプライチェーンの復旧などにより改善の動きがみられたものの、急速な円高と欧米を中心に世界経済の回復が減速したことにより、厳しい環境が続いております。

酒類業界につきましては、マーケット全体の低迷や消費者の嗜好の多様化に加えて、東日本大震災の影響などにより、ビール類全体の課税移出数量は前年同期比3.2%減となりました。

このような状況の下、当第3四半期連結会計期間の売上高は4,144億5千4百万円（前年同期比3.2%減）となりました。また、利益につきましては、営業利益は403億4千万円（前年同期比5.7%増）、経常利益は411億3千9百万円（前年同期比1.0%減）、四半期純利益は196億7千万円（前年同期比82.3%増）となりました。

当四半期のセグメントごとの概況

（単位：百万円）

	売上高	前期増減	前年同期比	営業利益	前期増減	前年同期比
酒類	269,743	10,620	3.8%	38,253	5,518	16.9%
飲料	95,010	96	0.1%	6,507	733	12.7%
食品	23,112	529	2.3%	231	443	65.8%
国際	20,412	3,794	15.7%	1,366	562	
その他	6,175	101	1.7%	325	445	57.8%
調整額				3,610	3,750	
合計	414,454	13,688	3.2%	40,340	2,175	5.7%

(注) 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しており、前第3四半期連結会計期間の金額を同基準に準拠し算出して比較しております。なお、従来「その他」に含めていた外食事業、卸事業等は「酒類」セグメントに含めて表示することと致しました。また、従来「国内酒類」については「酒類」へ、「国内飲料」については「飲料」へ、「国内食品」については「食品」へ、「国際酒類飲料等」については「国際」へ変更しております。当該変更については、名称変更のみであり、報告セグメントの変更はありません。

酒類事業

酒類事業につきましては、中核会社である「アサヒビール株式会社」が、主力商品のブランド力の強化や、新たな需要喚起に向けた活動を徹底するとともに、経営環境の変化に左右されない収益基盤の強化に取り組みました。

（ビール・発泡酒・新ジャンル）

ビールについては、基幹ブランドである『アサヒスーパードライ』において、シンガーソングライター・俳優として活躍している福山雅治氏を起用した広告展開を継続しコラボレーションキャンペーンを実施するとともに、昨年に引き続き期間限定で開設した情報発信拠点“アサヒスーパードライ エクストラコールドBAR”を、東京に加えて、大阪、名古屋、博多の計4箇所へと拡大展開するなど、ブランド力の向上に向けた情報発信や販売促進活動を強化しました。

発泡酒については、“糖質ゼロ” 1のパイオニアである『アサヒスタイルフリー』の各種販売促進活動を強化し、既存ユーザーの定着に向けた取組みを進めるとともに、新たなユーザーの獲得を図りました。

新ジャンルについては、主力ブランドである『クリアアサヒ』への取組みを更に強化し、広告展開に連動したキャンペーンバックなどの販売促進活動を展開することで、ブランド力の強化に取り組みました。また、多様化するお客様のニーズに対応するために、7月に“糖質ゼロ”の『アサヒブルーラベル』を新発売し、“プリン体85%オフ”“糖質70%オフ” 2の『アサヒオフ』及び“麦100%の新ジャンル” 3『アサヒ一番麦』を加えたラインアップにより、伸長する新ジャンル市場における更なる存在感の向上に努めました。

以上の取組みにより、各カテゴリーにおける市場シェアは拡大したものの、東日本大震災の影響や最盛期における台風などの天候要因により、ビール類全体の課税移出数量は前年同期比1.0%減となりました。

- 1 栄養表示基準に基づき、糖質0.5g（100ml当たり）未満を“糖質ゼロ”としております。
- 2 発泡酒をベースとした当社「リキュール（発泡性）」商品との比較になります。
- 3 ホップ（0.5%未満）を除き、麦由来原料〔麦芽・大麦・スピリッツ（大麦）〕のみを使用していることから“麦100%”としております。

（焼酎・低アルコール飲料・洋酒・ワイン）

焼酎については、主力ブランド『かのか』を8月にリニューアルするなど、ブランド力の強化に取り組みました。また、『本格芋焼酎 薩摩こく紫』においては飲食店様向けのキャンペーンを実施するなど、取扱い店舗の拡大を図りました。

低アルコール飲料については、主力ブランドの『アサヒSlat(すらっと)』『アサヒカクテルパートナー』『アサヒチューハイ果実の瞬間』『アサヒパークス』の育成に取り組む、『アサヒチューハイ果実の瞬間』では「贅沢みかんテイスト」を9月に発売するなど、新たな価値の提案にも努めました。

洋酒については、基幹ブランドの『ブラックニッカクリア』『竹鶴』の強化・育成に取り組みました。好調が続くハイボール市場では、ご家庭での飲用シーンの提案として5月に発売した『ブラックニッカハイボール』や、飲食店様向けにも『ブラックニッカクリア』を中心に訴求するなど、積極的な販売促進活動を展開しました。

ワインについては、国産ワインでは『リラ』の「ロゼ」を9月に新発売し、『サントネージュ』ブランドの浸透を図りました。輸入ワインではアルゼンチンの『メンドーサ・ハイツ』、スペインの『ヴィニャ・アルバリ』などを発売し、ラインアップの充実に取り組みました。

しかしながら、東日本大震災による低アルコール飲料の主力商品の販売休止の影響などにより、ビール類以外のカテゴリーの売上高は、前年同期より減少となりました。

以上の結果により、酒類事業の売上高は、前年同期比3.8%減の2,697億4千3百万円となりました。また、

営業利益は、主に広告・販促費を中心とした固定費の抑制などにより、前年同期比16.9%増の382億5千3百万円となりました。

飲料事業

「アサヒ飲料株式会社」においては、主力ブランドである『ワンダ』『三ツ矢』『アサヒ十六茶』を中心としたブランド力の強化・育成を積極的に進め、成長基盤の磐石化に取り組みました。8月は今年の猛暑の反動により伸び率は鈍化したものの、2月にリニューアル発売した『アサヒ十六茶』に加えて、『ワンダ』が新商品や積極的な広告展開によって好調に推移したことで、同社の売上数量は前年同期を上回ることができました。

「株式会社エルピー」においては、1月に行った経営統合によるシナジー効果の創出などによって、チルド飲料事業の収益構造の改善に取り組みました。しかしながら、コンビニエンスストアでのお茶カテゴリーなどの積極的な拡販に取り組みましたが、東日本大震災による影響や今年の猛暑の反動などにより、同社の売上数量は前年を下回りました。

以上の結果、飲料事業の売上高は、前年同期比0.1%増の950億1千万円となりました。営業利益は、ペットボトル内製化比率の向上などによるコスト削減により、前年同期比12.7%増の65億7百万円となりました。

食品事業

「アサヒフードアンドヘルスケア株式会社」においては、主力商品の指定医薬部外品『エビオス錠』やサプリメント『ディアナチュラ』などに加えて、ダイエットサポート食品『スリムアップスリム』や栄養調整食品『1本満足バー』などが、新商品の発売や積極的な販売促進活動により好調に推移したことにより、売上高が前年同期より伸長しました。

また、「和光堂株式会社」においては、主力のベビーフードのレトルトパウチ食品『グーグーキッチン』が好調を持続したほか、事業者向けの製造受託事業が堅調に推移していることなどにより、前年同期の売上を上回りました。

「天野実業株式会社」は、流通販売事業において主力商品のフリーズドライ味噌汁や『にゅうめん』『小さめどんぶり』の量販店での取扱い店舗数が大幅に増加したことに加えて、通信販売事業の登録会員数が増えたことなどにより、売上高を順調に拡大することができました。

以上の結果、食品事業の売上高は、グループ各社が主力商品のブランド強化に注力したことにより、前年同期比2.3%増の231億1千2百万円となりました。しかし、営業利益は、主に主力商品のブランド強化に向けた広告・販促費を積極的に投入したことなどにより、前年同期比65.8%減の2億3千1百万円となりました。

国際事業

国際酒類事業においては、重点市場である中国において、引き続き「青島?酒股? 有限公司」とのパートナーシップ強化による『青島』ブランドの受託製造や『アサヒ』ブランドの販売数量の拡大に向け、積極的に取り組みました。一方で、「杭州西湖?酒朝日（股? ）有限公司」及び「浙江西湖?酒朝日有限公司」の当社の全出資持分を譲渡する出資持分譲渡契約を「華潤雪花?酒(中国)投資有限公司」と締結し、中国酒類事業の再編を実施しました。また、ニュージーランドやオーストラリアなどで事業を展開している「Independent Liquor (NZ) Limited」や「Independent Distillers (Aust) Pty Limited」などの持株会社「Flavoured Beverages Group Holdings Limited」の発行済全株式を取得し、オセアニアにおける新たな酒類事業の基盤を獲得しました。

国際飲料事業につきましては、オーストラリアにおいて「SCHWEPES AUSTRALIA PTY LIMITED」で主力商品を中心にブランド強化に向けた投資を積極的に行う一方で、原材料価格の高騰に対応すべく生産・物流の効率化を図るなど収益基盤の強化を図りました。また、同国の「P&N BEVERAGES AUSTRALIA PTY. LIMITED」とニュージーランドの「CHARLIE 'S GROUP LIMITED」を買収し、オセアニア地域の飲料事業の基盤拡大を図りました。

以上の結果、中国やオーストラリアの売上高は堅調に推移しましたが、1月に売却しました韓国の「ヘテ飲料株式会社」の売上高が連結対象外となったことなどにより、国際事業全体の売上高は、前年同期比15.7%減の204億1千2百万円となりました。

営業損益は、中国酒類事業の収益性の向上と韓国の「ヘテ飲料株式会社」の売却に伴う収益改善などにより、前年同期に比べ5億6千2百万円改善し、13億6千6百万円の損失となりました。

その他事業

その他事業については、売上高は前年同期比1.7%増の61億7千5百万円となりました。一方、営業利益は前年同期比57.8%減の3億2千5百万円となりました。

(2)資産、負債及び純資産の状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて451億9千6百万円増加しました。これは、主にオセアニア地域における企業買収により発生したのれんの増加によるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べて382億8千4百万円増加しました。これは、主に借入金等の借入れによる金融債務（短期借入金、1年内償還予定の社債、コマーシャル・ペーパー、社債、長期借入金の合計）の増加によるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ69億1千2百万円増加しました。これは、主に四半期純利益の計上により利益剰余金が増加したことなどによるものです。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の43.6%から42.6%に減少しました。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は158億4千6百万円となり、前連結会計年度末に比べて50億3千2百万円増加しました。

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは779億9千万円の収入となりました。前年同期との比較では、主に税金等調整前四半期純利益の増加などにより、144億5千9百万円の収入増となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出を行った結果、1,354億9千7百万円の支出となりました。前年同期との比較では、主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出を行ったことにより、1,273億3千9百万円の支出増となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、金融債務の借入れを行ったことにより、619億5千8百万円の収入となりました。前年同期との比較では、1,180億6千2百万円の収入増となりました。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

基本方針の内容（概要）

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの企業価値の源泉である“魅力ある商品づくり”“品質・ものづくりへのこだわり”“お客様へ感動をお届けする活動”や有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならぬと考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このように当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付に対し、それを抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

基本方針実現のための取組み（概要）

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、「自然のめぐみを、食の感動へ。『世界品質』で信頼される企業を目指す」という「長期ビジョン2015」を策定し、それを達成するために平成22年度から「中期経営計画2012」への取組みを開始いたしました。

「中期経営計画2012」では、企業価値向上のために、強みである“ものづくり力”を更に強化するとともに、製品、経営、人材など企業活動全ての品質を世界で通用するレベルに高め、既存事業の収益性向上を柱に、新たな成長軌道の確立を目指していきます。

また、同時にコーポレートブランドステートメントを「その感動を、わかちあう。」と制定し、グループ企業全体でお客様、社会にご提供する価値を明確にいたしました。

当社では、グループ経営理念に規定されている企業としての存在意義に基づき、コーポレートブランドステートメントで示したグループとしての提供価値を追求し、「長期ビジョン2015」の達成に向けた「中期経営計画2012」を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

また、当社は、上記の諸施策の実行に際し、コーポレートガバナンスの更なる強化を図っていく予定です。

当社においては、平成12年3月30日に執行役員制度を導入したことにより、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、業務の迅速な執行を図るとともに、取締役会における監督機能の強化に努めてまいりました。これに加え、社外役員の選任や、取締役会の下部組織であり社外取締役も委員となっている「指名委員会」及び「報酬委員会」の設置により、社外役員によるチェックが機能しやすい体制としております。

なお、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、平成19年3月27日開催の第83回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み<買収防衛策>

当社は、平成22年2月8日開催の取締役会において、で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の更新を決議し、平成22年3月26日開催の第86回定時株主総会において、本プランの更新につき承認を得ております。

本プランは、以下のイ又はロに該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

イ．当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等

ロ．当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求めます。その後、当社の定める書式により買付内容等の検討に必要な情報等を記載した買付説明書の提出を求めます。当社は、買付説明書の内容を経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は有識者のいずれかに該当する者で構成される独立委員会に提供し、その評価・検討を経るものとします。独立委員会は、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。独立委員会は、買付者等から提出された情報が不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は本プランに定める買付等が、イ．当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合、ロ．強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合、ハ．買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付等である場合、の該当可能性が問題となっている場合には、本新株予約権無償割当ての実施に関して株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付することができるものとし、本新株予約権は、金1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式最大1株を取得することができます。また、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとし、当該取締役会が株主の意思を確認することが適切と判断し株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、

本プランの有効期間は、平成22年3月26日開催の第86回定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

なお、本プランにおいて、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(a)に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、に記載した基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、(b)に記載した本プランも、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(a)株主意思を重視するものであること

- イ．本プランは、平成22年3月26日開催の第86回定時株主総会において承認されたこと。
- ロ．有効期間が、上記定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに限定されていること。
- ハ．取締役の任期を1年としており、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思を反映させることが可能であること。

(b)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社取締役会は、本プランの更新にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しました。独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役、又は当社が独立委員会規則に定める要件を満たす有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任した3名以上の委員により構成されています。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が上記規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断（勧告）を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して、会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(c)合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5)研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の金額は、20億6千6百万円であります。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,305,309
計	972,305,309

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	483,585,862	483,585,862	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり権利内容に制限のない標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	483,585,862	483,585,862		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの、新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の行使を含む。)による株式の発行数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2023年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成20年5月29日発行）	
	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数	35,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	16,611,295株 1
新株予約権の行使時の払込金額	2,107円 2
新株予約権の行使期間	平成20年6月12日から 平成35年5月12日まで 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,107円 資本組入額 1,054円 4
新株予約権の行使の条件	平成23年5月29日までは、新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の125%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	該当事項なし 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	6
新株予約権付社債の残高	35,136百万円

1 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を 2 記載の新株予約権の行使時の払込金額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

新株予約権の行使時の払込金額（以下転換価額という。）は、2,107円とする。ただし、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3 当社の選択による繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023年5月12日より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、本新株予約権付社債の要項の定めに従い、取得通知の翌日から取得日までの間又は取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 5 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- 6 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せず、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本 に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- 上記 の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- (イ) 新株予約権の数
- 当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する新株予約権付社債に係る新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 新株予約権の目的である株式の種類
- 承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的である株式の数
- 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。
- なお、転換価額は 2 と同様の調整に服する。
- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- () 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
- 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
- 当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (ヘ) その他の新株予約権の行使の条件
- 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ト) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (チ) 組織再編等が生じた場合
- 承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- (リ) その他
- 承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- 当社は、上記 の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要

項に従う。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成20年5月29日発行）	
	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数	35,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	17,073,170株 7
新株予約権の行使時の払込金額	2,050円 8
新株予約権の行使期間	平成20年6月12日から 平成40年5月12日まで 9
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,050円 資本組入額 1,025円 10
新株予約権の行使の条件	平成26年5月29日までは、新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の125%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	該当事項なし 11
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	12
新株予約権付社債の残高	35,000百万円

7 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を 8 記載の新株予約権の行使時の払込金額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

8 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

新株予約権の行使時の払込金額（以下転換価額という。）は、2,050円とする。ただし、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

9 当社の選択による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2028年5月12日より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、本新株予約権付社債の要項の定めに従い、取得通知の翌日から取得日までの間又は取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

10 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。

11 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

12 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本 に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

上記 の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

（イ）新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する新株予約権付社債に係る新株予約権の数と同一の数とする。

（ロ）新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

（ハ）新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従う。なお、転換価額は 8 と同様の調整に服する。

（ ）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

（ ）上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定め

る。

（ニ）新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

（ホ）新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

（ヘ）その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ト) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ) 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

(リ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

当社は、上記の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。

株主総会の特別決議（平成18年3月30日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数	6,190個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	619,000株 13
新株予約権の行使時の払込金額	1,688円 14
新株予約権の行使期間	平成20年3月30日から 平成28年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,688円 資本組入額 844円
新株予約権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

13 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

但し、14の規定に従い行使価額が調整されたときは、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

なお、調整前行使価額は、14に定める行使価額調整式(以下「行使価額調整式」という。)による調整前行使価額を意味し、調整後行使価額は同調整式による調整後行使価額を意味する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前行使価額 / 調整後行使価額

なお、各対象者に付与された新株予約権の目的となる株式の数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的となる株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

14 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、自己株式の処分をする場合、または時価を下回る価額をもって当社の株式を取得することができる新株予約権もしくはかかる新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たりの行使価額}}{\text{分割} \cdot \text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新株発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」に、「分割・新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとし、13において必要に応じて同様の読み替えを行うものとする。行使価額

調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額調整式の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を適用する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。株主総会の特別決議(平成17年3月30日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数	5,805個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	580,500株 15
新株予約権の行使時の払込金額	1,374円 16
新株予約権の行使期間	平成19年3月30日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,374円 資本組入額 687円
新株予約権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

15 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

但し、16の規定に従い行使価額が調整されたときは、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

なお、調整前行使価額は、16に定める行使価額調整式(以下「行使価額調整式」という。)による調整前行使価額を意味し、調整後行使価額は同調整式による調整後行使価額を意味する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前行使価額 / 調整後行使価額

なお、各対象者に付与された新株予約権の目的となる株式の数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的となる株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

16 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、自己株式の処分をする場合、または時価を下回る価額をもって当社の株式を取得することができる新株予約権もしくはかかる新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たりの行使価額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新株発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」に、「分割・新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとし、15において必要に応じて同様の読み替えを行うものとする。行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額調整式の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を適用する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成16年3月30日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数	4,507個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	450,700株 17
新株予約権の行使時の払込金額	1,205円 18
新株予約権の行使期間	平成18年3月30日から 平成26年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,205円 資本組入額 603円
新株予約権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能 特別な理由により解任の場合は権利消滅
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入の禁止
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

17 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

18 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合は含まない。)するときは、次の計算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成15年3月28日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数	88個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	88,000株 19
新株予約権の行使時の払込金額	830円 20
新株予約権の行使期間	平成17年3月28日から 平成25年3月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 830円 資本組入額 830円
新株予約権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能 特別な理由により解任の場合は権利消滅
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入の禁止
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

19 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

20 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合は含まない。)するときは、次の計算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの新株引受権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成14年3月28日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株引受権の数	-
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株引受権の目的となる株式の数	189,600株
新株引受権の行使時の払込金額	1,090円
新株引受権の行使期間	平成17年1月1日から 平成24年3月27日まで
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,090円 資本組入額1,090円
新株引受権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能 特別な理由により解任の場合は権利消滅
新株引受権の譲渡に関する事項	譲渡、質入の禁止
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	

(注) 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受証券による権利行使の場合は含まない。)するときは、次の計算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	483,585	-	182,531	-	130,292

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 18,108,200		株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
	(相互保有株式) 9,400		同上
完全議決権株式(その他)	464,683,000	4,646,830	同上
単元未満株式	785,262		
発行済株式総数	483,585,862		
総株主の議決権		4,646,830	

- (注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社保有の自己株式89株及び相互保有株式(今泉酒類販売株式会社)2株が含まれております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,800株(議決権の数28個)含まれております。
- 3 「完全議決権株式(自己株式等)」「完全議決権株式(その他)」「単元未満株式」は、全て普通株式であります。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋 一丁目23番1号	18,108,200	-	18,108,200	3.74
(相互保有株式) 今泉酒類販売株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町 大字仲原1771番地の1	9,400	-	9,400	0.00
計		18,117,600	-	18,117,600	3.75

(注) 当社は、平成23年7月1日付の純粋持株会社制への移行に伴い、「アサヒビール株式会社」から「アサヒグループホールディングス株式会社」に商号変更しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,593	1,609	1,598	1,513	1,606	1,643	1,662	1,673	1,661
最低(円)	1,516	1,518	1,298	1,363	1,485	1,546	1,602	1,497	1,556

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場です。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役		常務取締役 兼 常務執行役員		小路 明善	平成23年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,464	11,534
受取手形及び売掛金	231,754	274,379
商品及び製品	75,581	64,178
原材料及び貯蔵品	31,686	31,180
繰延税金資産	15,303	14,622
その他	41,666	30,842
貸倒引当金	3,837	5,685
流動資産合計	408,619	421,052
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	397,092	398,687
減価償却累計額	232,101	224,957
建物及び構築物（純額）	164,991	173,729
機械装置及び運搬具	501,294	489,228
減価償却累計額	377,746	357,706
機械装置及び運搬具（純額）	123,547	131,522
その他	144,625	141,789
減価償却累計額	79,826	79,224
その他（純額）	64,798	62,565
土地	176,339	182,569
建設仮勘定	4,774	6,714
有形固定資産合計	534,452	557,100
無形固定資産		
のれん	163,297	84,172
その他	41,376	37,640
無形固定資産合計	204,673	121,812
投資その他の資産		
投資有価証券	235,772	235,685
繰延税金資産	31,580	30,450
その他	40,832	45,156
貸倒引当金	5,375	5,900
投資その他の資産合計	302,810	305,392
固定資産合計	1,041,935	984,305
資産合計	1,450,554	1,405,358

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	93,106	102,948
短期借入金	153,157	69,259
1年内償還予定の社債	25,000	15,000
未払酒税	118,787	119,338
未払法人税等	18,811	32,493
預り金	16,039	19,609
コマーシャル・ペーパー	7,000	14,000
賞与引当金	7,689	2,817
その他	125,317	124,406
流動負債合計	564,909	499,874
固定負債		
社債	110,136	135,144
長期借入金	74,605	78,019
退職給付引当金	21,937	24,738
役員退職慰労引当金	342	597
資産除去債務	486	-
繰延税金負債	5,005	4,831
その他	53,548	49,481
固定負債合計	266,062	292,813
負債合計	830,972	792,688
純資産の部		
株主資本		
資本金	182,531	182,531
資本剰余金	150,847	150,910
利益剰余金	319,658	295,228
自己株式	28,495	28,721
株主資本合計	624,541	599,948
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,356	198
繰延ヘッジ損益	2	693
為替換算調整勘定	5,650	11,351
評価・換算差額等合計	7,010	12,243
少数株主持分	2,051	478
純資産合計	619,582	612,670
負債純資産合計	1,450,554	1,405,358

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
売上高	1,095,554	1,066,116
売上原価	691,816	656,397
売上総利益	403,737	409,719
販売費及び一般管理費	¹ 340,879	¹ 332,934
営業利益	62,857	76,784
営業外収益		
受取利息	218	232
受取配当金	1,019	735
デリバティブ評価益	-	3,529
持分法による投資利益	9,643	5,995
その他	1,157	839
営業外収益合計	12,038	11,333
営業外費用		
支払利息	3,256	2,680
為替差損	-	895
その他	² 2,218	² 2,144
営業外費用合計	5,474	5,720
経常利益	69,421	82,396
特別利益		
固定資産売却益	639	191
投資有価証券売却益	1,731	2
関係会社株式売却益	-	4,596
貸倒引当金戻入額	874	1,521
持分変動利益	726	-
その他	63	-
特別利益合計	4,036	6,311
特別損失		
固定資産除売却損	2,831	1,609
投資有価証券売却損	9	-
投資有価証券評価損	1,380	1,730
関係会社整理損	392	18
工場再編関連損失	³ 20,098	³ 713
震災関連費用	-	⁴ 16,185
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	460
事業統合関連費用	-	⁵ 3,659
その他	1,505	1,850
特別損失合計	26,217	26,227
税金等調整前四半期純利益	47,240	62,480
法人税等	⁶ 22,001	⁶ 26,095
少数株主損益調整前四半期純利益	-	36,385
少数株主利益又は少数株主損失()	1,098	442
四半期純利益	26,336	35,942

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
売上高	428,143	414,454
売上原価	267,508	252,746
売上総利益	160,634	161,708
販売費及び一般管理費	¹ 122,469	¹ 121,367
営業利益	38,165	40,340
営業外収益		
受取利息	61	65
受取配当金	131	7
デリバティブ評価益	-	301
持分法による投資利益	4,553	2,267
その他	327	172
営業外収益合計	5,074	2,815
営業外費用		
支払利息	1,013	847
為替差損	-	856
その他	² 667	² 312
営業外費用合計	1,681	2,016
経常利益	41,557	41,139
特別利益		
固定資産売却益	1	1
投資有価証券売却益	73	2
関係会社株式売却益	-	1,967
貸倒引当金戻入額	160	6
特別利益合計	232	1,964
特別損失		
固定資産除売却損	430	500
投資有価証券売却損	3	-
投資有価証券評価損	535	885
関係会社整理損	1	18
工場再編関連損失	³ 20,098	³ 8
震災関連費用	-	⁴ 2,213
事業統合関連費用	-	⁵ 3,659
その他	286	-
特別損失合計	21,356	7,268
税金等調整前四半期純利益	20,432	35,835
法人税等	⁶ 9,657	⁶ 15,701
少数株主損益調整前四半期純利益	-	20,134
少数株主利益又は少数株主損失（ ）	17	463
四半期純利益	10,792	19,670

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	47,240	62,480
減価償却費	44,889	43,849
のれん償却額	4,442	4,121
退職給付引当金の増減額（は減少）	2,273	1,533
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,155	1,507
受取利息及び受取配当金	1,237	967
支払利息	3,256	2,680
持分法による投資損益（は益）	9,643	5,995
投資有価証券評価損益（は益）	1,380	1,730
関係会社株式売却損益（は益）	-	4,596
固定資産除売却損益（は益）	2,192	1,418
工場再編関連損失	20,098	713
売上債権の増減額（は増加）	37,406	48,098
たな卸資産の増減額（は増加）	5,427	9,849
仕入債務の増減額（は減少）	4,059	11,052
未払酒税の増減額（は減少）	1,848	1,634
その他	2,098	12,319
小計	141,904	140,274
利息及び配当金の受取額	6,481	5,142
利息の支払額	2,675	2,596
法人税等の支払額	42,068	45,375
営業活動によるキャッシュ・フロー	103,642	97,445
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	17,949	17,996
有形固定資産の売却による収入	771	4,095
無形固定資産の取得による支出	3,572	1,927
投資有価証券の取得による支出	6,256	4,224
投資有価証券の売却による収入	2,660	-
子会社株式の取得による支出	41	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	123,309
営業譲受による支出	5,339	-
貸付けによる支出	1,748	379
貸付金の回収による収入	1,800	640
その他	1,755	2,579
投資活動によるキャッシュ・フロー	31,431	145,680

(単位: 百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	58,361	83,308
リース債務の返済による支出	2,122	3,676
長期借入れによる収入	10,337	5,000
長期借入金の返済による支出	22,402	5,277
社債の発行による収入	20,000	-
社債の償還による支出	15,000	15,000
自己株式の取得による支出	15	7
配当金の支払額	9,999	11,170
その他	258	40
財務活動によるキャッシュ・フロー	77,306	53,215
現金及び現金同等物に係る換算差額	335	84
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,430	4,896
現金及び現金同等物の期首残高	18,082	10,813
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	-	136
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	2	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	12,654	15,846

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日至平成23年9月30日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間から、㈱エルピー（名古屋）は連結子会社との合併のため、また、ヘテ飲料㈱は平成23年1月11日付でLG Household & Health Care Ltd.へ株式を譲渡したため連結の範囲から除外しております。</p> <p>第2四半期連結会計期間から、㈱ミチノクは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、アサヒビール園㈱は連結子会社との合併のため連結の範囲から除外しております。</p> <p>当第3四半期連結会計期間から、酒類事業を承継したアサヒビール㈱は重要性が増したため、Asahi Liquor New Zealand Limited及びAsahi Beverages New Zealand Limitedを新たに設立したため、Flavoured Beverages Group Holdings Limited他14社及びP&N BEVERAGES AUSTRALIA PTY. LIMITED他1社並びにCHARLIE'S GROUP LIMITED他5社については株式を取得したため、連結の範囲に含めております。また、杭州西湖?酒朝日（股?）有限公司及び浙江西湖?酒朝日有限公司の出資持分を華潤雪花?酒（中国）投資有限公司へ譲渡したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 73社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間から、Yeastock株式会社は重要性が増したため、また、康師傅飲品控股有限公司が関係会社10社を新たに設立したため、持分法適用関連会社の範囲に含めております。</p> <p>当第3四半期連結会計期間から、康師傅飲品控股有限公司が関係会社5社を新たに設立したため、持分法適用関連会社の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用会社数 非連結子会社1社、関連会社56社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号平成20年3月10日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ15百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は476百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1. 前第3四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示してありました「為替差損」は重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間において区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は108百万円であります。	
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	
前第3四半期連結累計期間において区分掲記していた「投資有価証券の売却による収入」(当第3四半期連結累計期間17百万円)は金額が僅少なため、当第3四半期連結累計期間より、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて掲記しております。	

当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一部の連結子会社は、当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。
3. 棚卸資産の評価方法	当社及び一部の連結子会社は、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)			前連結会計年度末 (平成22年12月31日)		
偶発債務 保証債務 銀行借入に対する保証債務等			偶発債務 1 保証債務 銀行借入に対する保証債務等		
被保証者	保証金額 (百万円)	摘要	被保証者	保証金額 (百万円)	摘要
従業員	238	銀行借入	従業員	271	銀行借入
その他3件	408	銀行借入等	その他3件	378	銀行借入等
合計	646		合計	650	
			2 割引手形	87 百万円	

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
1	販売費及び一般管理費の主な内訳 販売奨励金及び手数料 125,371 百万円 広告宣伝費 41,870 " 運搬費 29,129 " 従業員給与・手当・賞与 51,060 " 退職給付費用 4,823 " 減価償却費 10,359 " のれん償却費 4,187 "	販売費及び一般管理費の主な内訳 販売奨励金及び手数料 127,499 百万円 広告宣伝費 34,614 " 運搬費 29,406 " 従業員給与・手当・賞与 50,199 " 退職給付費用 5,268 " 減価償却費 10,995 " のれん償却費 3,803 "
2	営業外費用その他の中に、持分法適用関連会社の持株会社で発生しているのれん償却額318百万円が含まれております。	同左
3	国内酒類事業における収益構造改革に向けた工場再編成による損失であります。	国際事業における収益構造改革に向けた工場再編成による損失であります。
4		平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う費用を計上しております。
5		企業結合など事業の拡大・統合に伴い発生した費用であります。
6	法人税等調整額は、法人税等を含めて表示していません。	同左

第3四半期連結会計期間

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
1	販売費及び一般管理費の主な内訳 販売奨励金及び手数料 50,990 百万円 広告宣伝費 12,315 " 運搬費 11,086 " 従業員給与・手当・賞与 17,185 " 退職給付費用 1,554 " 減価償却費 3,527 " のれん償却費 1,395 "	販売費及び一般管理費の主な内訳 販売奨励金及び手数料 48,904 百万円 広告宣伝費 12,564 " 運搬費 10,954 " 従業員給与・手当・賞与 16,725 " 退職給付費用 1,786 " 減価償却費 3,824 " のれん償却費 1,256 "
2	営業外費用その他の中に、持分法適用関連会社の持株会社で発生しているのれん償却額106百万円が含まれております。	同左
3	国内酒類事業における収益構造改革に向けた工場再編成による損失であります。	国際事業における収益構造改革に向けた工場再編成による損失であります。
4		平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う費用を計上しております。
5		企業結合など事業の拡大・統合に伴い発生した費用であります。
6	法人税等調整額は、法人税等を含めて表示していません。	同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 13,385百万円	現金及び預金 16,464百万円	現金及び預金 16,464百万円
預金期間が3ヶ月超の定期預金 730 "	預金期間が3ヶ月超の定期預金 618 "	預金期間が3ヶ月超の定期預金 618 "
現金及び現金同等物 12,654百万円	現金及び現金同等物 15,846百万円	現金及び現金同等物 15,846百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末 (平成23年9月30日)
普通株式(株)	483,585,862

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末 (平成23年9月30日)
普通株式(株)	18,076,742

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高等
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,817	12.50	平成22年12月31日	平成23年3月28日
平成23年8月2日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,352	11.50	平成23年6月30日	平成23年9月1日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末日後となるもの
該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

摘要							
	酒類 (百万円)	飲料 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	272,493	114,836	22,583	18,229	428,143		428,143
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	5,147	658	503	15,025	21,334	(21,334)	
計	277,641	115,494	23,086	33,254	449,477	(21,334)	428,143
営業費用	245,993	111,067	22,402	31,963	411,427	(21,449)	389,978
営業利益	31,647	4,427	683	1,291	38,049	115	38,165

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質により区分しております。

2. 各事業の主な製品 (1)酒 類.....ビール、発泡酒、焼酎、ウイスキー他

(2)飲 料.....清涼飲料他

(3)食 品.....食品事業、薬品事業

(4)そ の 他.....不動産事業、外食事業、卸事業、物流事業他

3. 第1四半期連結会計期間より、従来の「食品・薬品」について「食品」へ名称を変更いたしました。

なお、当該変更は、名称変更のみであり、事業区分の方法に変更はありません。

前第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

摘要							
	酒類 (百万円)	飲料 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	681,494	296,222	68,167	49,670	1,095,554		1,095,554
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	12,382	1,625	1,402	39,955	55,365	(55,365)	
計	693,876	297,847	69,569	89,625	1,150,919	(55,365)	1,095,554
営業費用	638,769	294,397	67,522	88,061	1,088,750	(56,054)	1,032,696
営業利益	55,106	3,450	2,047	1,564	62,169	688	62,857

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質により区分しております。

2. 各事業の主な製品 (1)酒 類.....ビール、発泡酒、焼酎、ウイスキー他

(2)飲 料.....清涼飲料他

(3)食 品.....食品事業、薬品事業

(4)そ の 他.....不動産事業、外食事業、卸事業、物流事業他

3. 当第3四半期連結累計期間における営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額はありません。

4. 第1四半期連結会計期間より、従来の「食品・薬品」について「食品」へ名称を変更いたしました。

なお、当該変更は、名称変更のみであり、事業区分の方法に変更はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成22年1月1日至平成22年9月30日）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメントの情報を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成22年1月1日至平成22年9月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営陣が経営資源の配分の決定等のために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、国内においては、主に酒類、飲料、食品の製造・販売を行っており、また、海外においては主に酒類、飲料の製造・販売を行っております。

したがって当社グループは「酒類」「飲料」「食品」「国際」の4つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントと「その他」の区分に属する主な製品及びサービスの種類は以下のとおりです。

- 「酒類」・・・ビール、発泡酒、焼酎、ウイスキー他酒類製品の製造・販売、外食事業、卸事業他
- 「飲料」・・・清涼飲料他の製造・販売
- 「食品」・・・食品、薬品の製造・販売
- 「国際」・・・ビール他酒類製品、清涼飲料の製造・販売他
- 「その他」・・・物流事業他

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	酒類	飲料	食品	国際	その他	調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
売上高							
外部顧客への売上高	669,909	246,476	70,745	61,456	17,528	-	1,066,116
セグメント間の内部 売上高又は振替高	16,629	3,707	1,542	9	34,876	56,765	-
計	686,539	250,184	72,287	61,465	52,404	56,765	1,066,116
セグメント利益又は損 失()	70,130	11,328	2,362	3,788	484	3,734	76,784

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 3,734 百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,726 百万円、セグメント間取引消去等 8 百万円が含まれております。全社費用は、主として純粋持株会社である当社において発生するグループ管理費用であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	酒類	飲料	食品	国際	その他	調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
売上高							
外部顧客への売上高	269,743	95,010	23,112	20,412	6,175	-	414,454
セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,299	1,177	522	3	13,067	21,070	-
計	276,043	96,188	23,634	20,415	19,242	21,070	414,454
セグメント利益又は損 失()	38,253	6,507	231	1,366	325	3,610	40,340

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 3,610百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,726 百万円、セグメント間取引消去等116百万円が含まれております。全社費用は、主として純粋持株会社である当社において発生するグループ管理費用であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの資産に関する情報

「国際」セグメントにおいて、「Flavoured Beverages Group Holdings Limited」、「P&N BEVERAGES AUSTRALIA PTY.LIMITED」、「CHARLIE'S GROUP LIMITED」の株式を当第3四半期連結会計期間に取得し、連結子会社としております。なお、当該事象による前連結会計年度末に比べて増加した「国際」セグメントの資産は126,722 百万円であります。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は平成23年7月1日付けで純粋持株会社制へ移行し各事業部門の権限と責任の明確化や専門性の追求により事業基盤の強化を図るため、グループのガバナンス体制の変更を行っております。

この変更に伴い、従来、「その他」に含めていた外食事業、卸事業等は「酒類」セグメントに含めて表示することと致しました。

また、従来の報告セグメント名称を「国内酒類」については「酒類」へ、「国内飲料」については「飲料」へ、「国内食品」については「食品」へ、「国際酒類飲料等」については「国際」へ変更しております。なお、当該変更については、名称変更のみであり、報告セグメントの変更はありません。

前第3四半期連結累計期間について、変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報は以下の通りであります。

前第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

(単位:百万円)

	酒類	飲料	食品	国際	その他	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高							
外部顧客への売上高	703,321	234,686	68,167	71,971	17,406	-	1,095,554
セグメント間の内部 売上高又は振替高	17,393	3,973	1,474	7	33,504	56,353	-
計	720,715	238,660	69,641	71,979	50,911	56,353	1,095,554
セグメント利益又は損 失()	57,344	7,475	2,019	5,276	1,116	178	62,857

前第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

(単位:百万円)

	酒類	飲料	食品	国際	その他	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高							
外部顧客への売上高	280,364	94,914	22,583	24,206	6,073	-	428,143
セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,935	1,766	523	3	12,859	22,088	-
計	287,299	96,681	23,107	24,210	18,933	22,088	428,143
セグメント利益又は損 失()	32,735	5,773	674	1,929	771	139	38,165

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

「国際」セグメントにおいて、「Flavoured Beverages Group Holdings Limited」、「P&N BEVERAGES AUSTRALIA PTY.LIMITED」、「CHARLIE'S GROUP LIMITED」の株式を当第3四半期連結会計期間に取得し、連結子会社としております。当該事象によるのれんの増加額は、当第3四半期連結会計期間において86,064百万円であります。なお、のれんの金額は、取得原価の配分が完了していないため、入手可能な合理的な情報に基づき、暫定的に算定された金額であります。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成23年9月30日）

以下の科目が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	時価の算定方法
短期借入金	153,157	153,157		(注)

(注) 短期借入金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）

取得による企業結合

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

Flavoured Beverages Group Holdings Limited 国際酒類事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、2015年までの長期ビジョンとして、「世界品質」で信頼される企業に成長するとともに、2.0～2.5兆円の売上高と海外事業の売上構成比を20～30%程度に引き上げること達成し、グローバル食品企業トップレベルの事業規模を目指しています。

そのために、既存グループ会社の成長に加え、海外における事業投資を積極化し新たな事業基盤を獲得するとともにシナジーを発揮することで、当社グループ全体の成長加速を実現していく方針です。「Flavoured Beverages Group Holdings Limited」の全株式を取得することにより、ニュージーランドおよびオーストラリアにおける酒類事業の基盤を新たに確保し、また同地域における当社グループの飲料事業との協業を進めることにより、オセアニア地域全体で当社グループの企業価値を向上させるためであります。

(3) 企業結合日

平成23年9月30日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

Flavoured Beverages Group Holdings Limited

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である「Asahi Liquor New Zealand Limited」による現金を対価とする株式取得であるため。

2. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間
当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間は、被取得企業の業績を含んでおりません。
3. 被取得企業の取得原価及びその内訳
被取得企業の取得原価は98,154百万円であります。ただし、現在、売買契約に基づき株式取得時における運転資本等の変動額を精査している最中のため、第3四半期連結会計期間末においては、取得金額は確定しておらず、上記は暫定的な金額であります。
4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
発生したのれんの金額は69,841百万円であり、今後の超過収益力から発生したものであります。ただし、第3四半期連結会計期間末においては、取得原価が未確定の上、取得原価を配分する作業を実施している最中であり、現時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的に算定したものであります。また、償却期間についても確定しておりません。
5. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額
算出が困難なため、影響の概算額の記載は省略しております。

取得による企業結合

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

- (1) 被取得企業の名称及び事業の内容

P&N BEVERAGES AUSTRALIA PTY. LIMITED他1社 国際飲料事業

- (2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、2015年までの長期ビジョンとして、「世界品質」で信頼される企業に成長するとともに、2.0～2.5兆円の売上高と海外事業の売上構成比を20～30%程度に引き上げること

を達成し、グローバル食品企業トップレベルの事業規模を目指しています。

そのために、既存グループ会社の成長に加え、海外における事業投資を積極化し新たな事業基盤を取得するとともにシナジーを発揮することで、当社グループ全体の成長加速を実現していく方針です。

当社は、かかる方針に従い、「P&N BEVERAGES AUSTRALIA PTY. LIMITED」のミネラルウォーター類及び果汁の飲料事業を取得することで、「SCHWEPES HOLDINGS PTY LTD」の商品ポートフォリオの強化やSCM面での効率化推進などによる相互補完を実現し、当社グループのオーストラリア飲料市場における地位を向上させるためであります。

- (3) 企業結合日

平成23年9月30日(みなし取得日)

- (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

- (5) 結合後企業の名称

P&N BEVERAGES AUSTRALIA PTY. LIMITED他1社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である「ASAHI HOLDINGS (AUSTRALIA) PTY LTD」による現金を対価とする株式取得であるため。

2. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間は、被取得企業の業績を含んでおりません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

被取得企業の取得原価は14,942百万円であります。ただし、現在、売買契約に基づき株式取得及び炭酸飲料、濃縮飲料事業の売却時における運転資本等の変動額を精査している最中のため、第3四半期連結会計期間末においては、取得金額は確定しておらず、上記は暫定的な金額であります。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額は9,182百万円であり、今後の超過収益力から発生したものであります。ただし、第3四半期連結会計期間末においては、取得原価が未確定の上、取得原価を配分する作業を実施している最中であり、現時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的に算定したものであります。また、償却期間についても確定しておりません。

5. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

算出が困難なため、影響の概算額の記載は省略しております。

取得による企業結合

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

CHARLIE ' S GROUP LIMITED 国際飲料事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、2015年までの長期ビジョンとして、「世界品質」で信頼される企業に成長するとともに、2.0~2.5兆円の売上高と海外事業の売上構成比を20~30%程度に引き上げること

を達成し、グローバル食品企業トップレベルの事業規模を目指しています。そのために、既存グループ会社の成長に加え、海外における事業投資を積極化し新たな事業基盤を獲得するとともにシナジーを発揮することで、当社グループ全体の成長加速を実現していく方針です。

新たにニュージーランドの「CHARLIE ' S GROUP LIMITED」を買収することにより、ニュージーランド飲料市場での拠点を確保するとともに、既存のオーストラリア飲料事業との間でシナジー効果を追求し、アジア・オセアニア地域における飲料事業の成長を図るためであります。

(3) 企業結合日

平成23年9月30日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

CHARLIE ' S GROUP LIMITED

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である「Asahi Beverages New Zealand Limited」による現金を対価とする株式取得であるため。

2. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間は、被取得企業の業績を含んでおりません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

被取得企業の取得原価は8,480百万円であります。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額は7,040百万円であり、今後の超過収益力から発生したものであります。ただし、第3四半期連結会計期間末においては、取得原価を配分する作業を実施している最中であり、現時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的に算定したものであります。また、償却期間についても確定しておりません。

5. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

算出が困難なため、影響の概算額の記載は省略しております。

共通支配下の取引等

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

アサヒグループホールディングス株式会社（旧会社名 アサヒビール株式会社） 酒類事業
事業の内容：主として国内における酒類の製造及び販売

(2) 企業結合日

平成23年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社であるアサヒビール株式会社（旧会社名 アサヒグループホールディングス株式会社）を承継会社とする吸収分割であります。

（４）結合後企業の名称

アサヒビール株式会社

なお、当社は平成23年7月1日付で「アサヒビール株式会社」から「アサヒグループホールディングス株式会社」に商号変更するとともに、その事業目的を純粋持株会社としての経営管理等に変更しており、酒類事業を承継した「アサヒグループホールディングス株式会社」は「アサヒビール株式会社」に商号変更しております。

（５）その他取引の概要に関する事項

純粋持株会社制への移行により、グループのガバナンス機能を強化し、グループ全体としての「ものづくり力」の育成及びグループ共通業務の集約化や専門サービス機能向上による経営インフラの強化、さらには多種多様なお客様や事業に対応できる人材の育成に取り組むとともに、国内外の成長領域への大胆な資源配分を可能とする体制に移行することで、スピードをあげてグループの飛躍的な成長を目指すためであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	1,326.57 円	1株当たり純資産額	1,315.51 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	56.62 円	1株当たり四半期純利益	77.22 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	56.57 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	77.17 円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	26,336	35,942
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	26,336	35,942
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	465,173	465,462
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
四半期純利益調整額(百万円)		
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(千株)	422	283
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

第3 四半期連結会計期間

前第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年 7月 1日 至 平成22年 9月30日)		当第3 四半期連結会計期間 (自 平成23年 7月 1日 至 平成23年 9月30日)	
1株当たり四半期純利益	23.20 円	1株当たり四半期純利益	42.26 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	23.18 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	42.23 円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年 7月 1日 至 平成22年 9月30日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成23年 7月 1日 至 平成23年 9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	10,792	19,670
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	10,792	19,670
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	465,212	465,498
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
四半期純利益調整額(百万円)		
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(千株)	349	304
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第76回総会で決議されたストックオプションについては、平成22年3月29日をもって権利行使期間満了により失効しております。	第77回総会で決議されたストックオプションについては、平成23年3月28日をもって権利行使期間満了により失効しております。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自平成23年7月1日
至平成23年9月30日)

(社債発行)

当社は、平成23年1月25日開催の取締役会決議に基づき、アサヒグループホールディングス株式会社第1回及び2回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）を平成23年10月14日に条件決定し、平成23年10月21日に発行いたしました。その内容は以下のとおりであります。

1. アサヒグループホールディングス株式会社第1回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）

- | | |
|------------|---|
| (1)発行総額 | 30,000百万円 |
| (2)発行価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (3)償還価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (4)償還の方法 | 本社債の元金は、平成28年10月21日にその総額を償還する。ただし、本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行なうことができます。 |
| (5)利率 | 年0.520% |
| (6)償還期限 | 平成28年10月21日 |
| (7)払込期日 | 平成23年10月21日 |
| (8)資金の用途 | 短期借入金等の返済資金に充当するためであります。 |
| (9)担保又は保証 | なし |
| (10)財務上の特約 | 担保提供制限特約条項が付されております。 |

2. アサヒグループホールディングス株式会社第2回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）

- | | |
|------------|---|
| (1)発行総額 | 20,000百万円 |
| (2)発行価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (3)償還価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (4)償還の方法 | 本社債の元金は、平成30年10月19日にその総額を償還する。ただし、本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行なうことができます。 |
| (5)利率 | 年0.760% |
| (6)償還期限 | 平成30年10月19日 |
| (7)払込期日 | 平成23年10月21日 |
| (8)資金の用途 | 短期借入金等の返済資金に充当するためであります。 |
| (9)担保又は保証 | なし |
| (10)財務上の特約 | 担保提供制限特約条項が付されております。 |

2 【その他】

平成23年8月2日開催の取締役会において、平成23年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり第2四半期配当を行うことを決議いたしました。

第2四半期配当金の総額 5,352,992,089円

1株あたり第2四半期配当金 11円50銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年9月1日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

アサヒビール株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	酒井弘行 印
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田一 印
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長崎康行 印
--------------------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアサヒビール株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アサヒビール株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

アサヒグループホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	酒井弘行 印
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長崎康行 印
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中弘隆 印
--------------------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアサヒグループホールディングス株式会社(旧会社名 アサヒビール株式会社)の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アサヒグループホールディングス株式会社(旧会社名 アサヒビール株式会社)及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。